

苦小牧市教育委員会議録

会議区分	苦小牧市教育委員会 第8回定例委員会				
日 時	平成 18 年 6 月 16 日 自 14 時 57 分 至 15 時 41 分				
場 所	苦小牧市役所庁舎 9階第2委員会室				
出席委員	委員長 吉本俊憲 委員 鈴木正樹 委員 佐藤郁子 委員 佐藤守 委員 山田眞久				
欠席委員					
会議録署名委員	佐藤(郁)委員				
会議録作成職員	総務課総務係主事 上川裕樹				
事務局職員	学校教育部長 小玉孝幸 スポーツ生涯学習部長 今田和史 総務課長 照井進 総務課副主幹 池渕雅宏 総務課総務係主事 上川裕樹				
会議案件	別紙のとおり				
会議の経過概要	別紙のとおり				

1 委員会開会の宣言（吉本委員長）…14時57分

2 会議録署名委員の指名（佐藤郁委員）

3 報 告（山田教育長）

・ 6月に入り学校関係は、体育祭・運動会の真最中で、3日は山なみ分校を除いたすべての中学校と植苗小が晴天に恵まれ無事終了したが、11日の錦岡・北光・豊川小では生憎の霧雨の中開催された。今週17・18日がピークとなり、天気予報では17日が危ないものの、18日は何とか回復しそうで実施できるのではないかと期待している。今年は天候不順で涼しい日が多く、風邪の心配もされているが、大きな事故がなく、楽しく盛会裏に終わるよう願っている。

・ 7月には、宿泊学習・キャンプと続くが、学校外の教育活動では、子供の健康状態の把握や事故に注意するよう、事前に現場を確認し、保護者と連絡を密にするように指導している。併せて、教師の飲酒・体罰、ワイセツ行為など誤解を招くことがないよう校長会議で話したところである。

（1）6月5日開催の管内教育長会議について

町村合併により新たな教育長が出揃ったことから、早速室蘭で開かれたものである。以前にもお話ししていてご承知のとおり、あらためて退任された方は洞爺村の桑原氏、大滝村の萱場氏、早来町の鈴木氏、鶴川町の菅原氏、穂別町の白山氏である。また、新たに就任された方は、安平町の豊島氏、新むかわ町の木澤氏、洞爺湖町の木村氏である。胆振管内は、村がなくなり11市町となった。

会議の席上、胆振教育局の所管課長から何点か説明があり、校長会議で伝えたものをここで教育委員さんにも報告したい。

① 国旗国歌について、全道での実施率はいずれも 100% であるが、教職員については全員が起立している学校は 80% であるとの説明があった。本市では卒業式の時点では 86% だったが、入学式では 96% とかなり向上しており、今後も正常化に努めたいと考えている。

② 教育課程の管理に関わり、平成 19 年 4 月 24 日に全国一斉学力調査が決定していて、各学校はこの日に学校行事を組まないということで連絡がきている。対象者はすべての小学 6 年生と中学 3 年生ということで、現在の小学 5 年生と中学 2 年生になるため、担任の先生には今から緊張感を持って普段から指導にあたるようお願いした。実施後、道や市教委・学校はどのような形で公表するかの判断が必要となってくる。私見であるが、個別指導に生かし、校内研修の資料として活用するのは当然だと思うが、一方で学校同士の成績比較にならないよう慎重に扱うことを文部科学省も示している。

③ 道教委の研修事業で通学路等パトロールボランティア養成講習にかかる事前説明会が 6 月 22 日に予定されている。町内会などで立ち上げている安全委員会などのボランティア組織に対して、不審者発見の着眼点や対応技術を身につける講習会を開催することを目的とした前段の講師養成のための研修である。ただ、素人の学校が推進役になるのは心持たない部分があるので、先般苦小牧警察署管内の防犯協会総会があったことから、警察や防犯協会に協力や応援を要望したところである。

④ 高校適正配置計画であるが、先般 4 月 17 日に平成 19 年度間口に関わる 1 回目の道教委説明会が本市で開かれた。その中で胆振東学区は一間口減が予想されることが明らかになったため、5 月 31 日に本市の検討会議を開き、全会一致で道教委に対し機械的に苦小牧市内の高校だけを削減することのないよう要望書を提出することになった。その後、教育委員会委員長のご同意を得て、6 月 7 日、苦小牧市・苦小牧市議

会・教育委員会・適正配置検討委員会の連名で道教委に申し入れてきたところである。

局からは引き続き2回目の地区検討委員会を7月12日に実施するとの連絡があった。

道教委は、19年度までは今までの計画通りに一定の方向が決まっているということ
で、非常に厳しい状況になっている。また20年度以降に、新たな高校作りの指針検
討ということで、今後の対策を考えているようである。

⑤ 教職員の評価について、道教委は今年度モデル校で実施し、平成19年度から道立学
校で一斉に開始され、市町村立の小中学校では、今年度中に教育委員会の意見を集約
し、年度内に実施要領を作成する。その後平成19年度に評価担当者（校長・教頭）
の研修会を行い、平成20年度からの実施との説明であった。また、学校評価ガイド
ラインが公表されているが、当初は各学校の努力目標であった外部検討委員会の設置
について、今年度に全国の指定校で試行し、平成19年度は法改正のもと必ず置くこ
とになりそうな見通しがあるとの説明だった。

⑥ 1日に札幌で「教育の日制定推進協議会の総会」が開かれ、後援団体である都市教育
委員会連絡協議会を代表して参加してきたが、教育の日が11月1日に正式決定され
た。総会ではゴールではなく出発点であること、道民がそろって教育を考える永続的
な取り組みにすることが大切だと確認し合い、後日、校長会議において学校だけで走
らず、PTAあるいは町内会と連携した何らかの取り組みを具体化するようお願いし
た。例えば「ふれあいコンサート」・「スポーツ大会」・「お年寄りとの交流」・「○○学
校祭り」・「一斉参観日」などが考えられるが、市教委も社会教育担当と合同で企画し
なければと思っている。

（2）「子どもを守り心を育てる強調月間」について

- ・ 平成元年、シンナー事故で中学生が一度に3人も亡くなつたことから、毎年7月を
「子どもを守り心を育てる強調月間」として推進している。今日、シンナーだけでな

く薬物が青少年を蝕んでおり、本市では例年多くの非行事故が起きている。

- ・ 過去の事件や教訓を思い起こし、命の尊重と心に触れる指導をこの強調月間中は意識してほしいと考えており、参加者だけというマンネリ化を防ぎ、学校内での標語募集など「いじめや安全意識の啓発」を結びつけ、学級指導、道徳、児童会・生徒会活動、地域と連携した地区懇談など、総合的に関連づける工夫をお願いしているところである。
- ・ 7月1日の啓発集会には、生徒会や児童会役員の子どもたちが横断幕やプラカードなどに、自分達のアピールを書いて参加している。教育委員さんにも都合がつけば参加をお願いしたい。

(3) 6月議会日程について

現在、市長不在ではあるが、6月23日から30日まで開催される予定。

質問通告日は19日午後の予定となっている。

(吉本委員長) ありがとうございました。今、教育長の方から説明がありましたが、委員さんの中でご質問があればお受けしたいと思います。

(…) それでは私から一つだけ、学力調査は前々から、平成19年実施するということでしたが、この度、具体的に4月早々、新年度入ってすぐということですけれども。

(教育長) そうです。この学力テストにつきましては、ゆとりと充実ということで、学校週5日制が始まったけれども、子ども達が勉強しなくなっているのではないか、国際的な教科の検査で比較をして見ますと日本の学力が下がつてきている。そのことから、これまで県単位・市町村単位でそれぞれ行つてきたわけですが、教育改革の中に、国は教育制度の頭の部分である学習

指導要領などの部分を整理していく、そして、真ん中の部分の実践では各学校に思い切ってやっていただく、教育委員会もそこでがんばっていただく、こうして最後、締めの部分はきちんと国が責任を持ってそれを評価すると、それが子どもに対しては「学力調査」であり、教員については「教員評価」となり、学校の評価は「学校評価」ということで、今後、国が責任を持ってやっていきたいという教育改革の流れの中の一環でございますので、日付等も出ておりますけれども、間違いなくこれは実施されていくのだろうと思っています。

(吉本委員長) 先に口火を切りましたけれども、他に何かご質問等ありましたらお受けしたいと思いますが。鈴木委員さん何かありますか。

(鈴木委員) はい。ございません。

(吉本委員長) 佐藤郁子委員さんはどうですか。

(佐藤郁委員) 私も学力テストのことでしたので、よろしいです。

(吉本委員長) 佐藤守委員さんはどうですか。

(佐藤守委員) はい、通学路のボランティア組織の講習なのですけれども、今、町内会にある所とない所とあると思うのですが、ない所はそういう組織がなければ参加しづらい面があるので、ない所に作りなさいという前段の部分というのはまだ考えられていないのでしょうか。

(教育長) 基本的に今の流れは、教育行政で作っていただくという呼びかけではなくて、自発的に町内会さんにお願いしているというのがございますけれども、こういう地域のボランティアを活用して、安全パトロールとか安全委員会というのは、今大きな課題となっていまして、国も警察もみんな力を入れてやっていこうという動きがあります。

ですから、作ってもどうしていいかわからないということのために、すでにできている団体さんはすぐに役に立つような講習だと思いますが、作つて次に何をしていいのかという見えない部分につきましても、こういう機

会にノウハウを伝えたいということです。

本市では中学校区単位の14で行うことになると思います。身近で言いますと東中学校区内では、若草小と東小、それに関わる町内会をすべて対象として、講習会を行うことになっていますので、あるなしに関わらず、是非町内会の方々に来ていただきたいて、ない所は立ち上げていくというきっかけになっていただければありがたいと思っております。

4 議案審議

議案第1号 教職員の処分内申について

(人事案件のため、秘密会とする旨議決する)

議案第2号 苫小牧市体育館条例、苫小牧市屋内ゲートボール場条例及び

苫小牧市緑ヶ丘公園庭球場条例の一部改正について

(今田 スポーツ生涯学習部長 提案説明)

・ 苫小牧市体育館条例

(1) 改正箇所: 総合体育館、日吉体育館及び川沿公園体育館の個人の使用について、

回数使用料の新設

(2) 改正理由: 今年4月から使用料を徴収しているが、回数券を発行してほしいとの要望に応えるため

(3) 改正内容: 11回の使用について以下のとおり回数使用料を設定する

(1) 大学生・一般 1,000円

(2) 高校生・高等専門学校学生 500円

(4) 平成18年8月1日から適用

・ 苫小牧市屋内ゲートボール場条例及び苫小牧市緑ヶ丘公園庭球場条例

- (1) 改正箇所：専用使用以外の使用について、本市に住所を有する中学生以下の者及び70歳以上の者の使用料を無料とする
- (2) 改正理由：実施することにより、他施設との均衡を図るため
- (3) 平成18年8月1日から適用

(吉本委員長) 最初に、苫小牧市体育館条例の一部改正についてですが、通常1回大学生・一般は100円、高校生・高等専門学校生は50円という料金の改定ではなく、回数券を発行して、11枚で大学生・大人1,000円、高校生・高等専門学校生500円として導入したいということですが、これは利用者側の希望が入っているということですか。

(今田部長) はい。当初は回数券という話がなかったのですが、実際に利用回数の多い方のお声を聞きしましたら、他市町でも行っているので本市においても回数券の利用をさせていただけないだろうかというのが、予想以上に原課の方にまいりまして、内部検討や理事者との協議の結果、市民のため早期に実現させていただきたいということになりました。

そこで当初からなぜしなかったのかというご議論がありますが、他市の状況など判断できる材料がございませんでしたので、当初は通常の料金のみの設定となりました。

他市の状況といたしまして、北見・江別・函館では11枚つづりで、札幌・帯広はおそらく料金が高いためと思われますが6枚つづりになっています。ですから、12枚で2枚割引になるということです。あと釧路・室蘭・小樽・千歳では今のところ回数券の考えはないということです。

回数券につきましては4、5月と行ってから、非常に要望も多くて、是非今回委員の皆さんの協力を得まして、実現したいと考えております。

(吉本委員長) 関連してご質問ありませんか。

(佐藤守委員) これは自動販売機の使用はしていないのですか。

(今田部長) ございます。100円入れますと券が出てくるものがあります。その券に検印をして中に入っていただく、その他に回数券を発売して、それに検印をして入っていただくことになります。

まだプリペイドカード式にはなっていないのですが、回数券を印刷いたしまして発行していくという考え方でございます。

(鈴木委員) 回数券に判を押してもらうということですか。

(今田部長) 券を切り離して、判を押して中へお入りくださいということになります。

(佐藤守委員) これは11枚買った方、誰が使っていいということですか。

(今田部長) はい。持参人式ということでございます。もちろん、大人が子どもの券で入ることにはなりませんが。

(吉本委員長) それでは、体育館条例の一部改正につきましては、回数券を発行するということでおよろしいでしょうか。

— 一同「はい」の声、原案通り可決 —

(吉本委員長) 続きまして、屋内ゲートボール場条例及び緑ヶ丘公園庭球場条例の一部改正につきまして、何かございますか。

(佐藤守委員) ゲートボール場と庭球場なのですけれども、使用目的外という頻度は多いのでしょうか。

(今田部長) 例えば、ゲートボール場ですと、バドミントンとテニスでしょうか。

70歳以上と中学生以下の全体に占める割合は非常に少なくて、年間で8万円ぐらいの影響という原課の試算ですので、例えば、おじいさんと一緒にゲートボールをやりに来た子どもですか、通常子ども同士でゲートボールをやることはほとんどなくて、もちろん70歳以上の方はいらっしゃいますが、個人での使用ということ、いわゆる団体の使用で面を貸しきるとは違う要素ではありますけれども、個人利用ということで他の施

設との均衡をとることで、改正をさせていただきたいと思います。

(佐藤守委員) 頻度としては、ゲートボールよりもその目的以外で使われていることの方が現状では多いのでしょうか。

(今田部長) そうです。テニスです。

(佐藤守委員) ゲートボール場をのぞいて見たら、ずっとネットを張っているような状態でしたので。

(教育長) どうしても、ゲートボールはチームプレイが多いですから、個人一人一人というのではありませんので、大会などがなければテニスで使われることが多いと思います。

一 原案通り可決 一

議案第3号 指定管理者の指定について

(今田 スポーツ生涯学習部長 提案説明)

- 平成18年9月から、ときわスケートセンターに係る指定管理者の指定について再度募集を行い、応募のあった4団体の中から選定委員による選定の結果、5月末に選定されたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、委員会での承認をお願いしたい
- 指定期間は、平成18年9月1日から平成21年3月31日までの2年7ヶ月
- 指定管理者の候補者は、北海道ビル総合管理株式会社で、現在、ときわスケートセンターの委託を受けている業者である
- 5月12日に内部検討委員会、5月31日選定委員により候補者が選定された
- 今回の委員会で承認後、議会に上程し、議決を経て9月1日から指定管理者として指定するという流れになる

(吉本委員長) 今、ご説明がありましたが、この件に関しましてご質問等あればお受けしたいと思いますが。

(佐藤守委員) これは前に1回否決されたもので、その時の業者さんもここでしたよね。中身が変わったとか、否決内容が解消されたということでしょうか。

(今田部長) 解消されたのかとのことなのですが、実際は経費の面が色々な議論になりました。今回、再募集にあたり、総務の方で上限の指定管理経費というものを定めて、その範囲内で応募を受付けるという方式をご提案申し上げまして、すべての業者がその範囲内に納まっていますが、候補となった業者は経費的には2番目でございました。

何が、選定委員会の議論になったかと申しますと、人件費の差でございまして、人件費が一番安い業者については、すべて時給700円のパートで現場の管理をさせようというものとの差です。今回、候補となった業者を含む他の業者は給料制の現場責任者を置き、他の従業員についてはパート制を持ちながら、現場への管理責任をきちんと明確化しているということが、今回人件費の差以上に全体的な管理の評価ということに、選定委員が注目して決めたように聞いております。

(吉本委員長) この指定管理者制度の中身のことは色々と市民レベルでもお話が出ていたようですが、この度、また新たな立場の人たちが絡まって、外部の方と言つていいのでしょうか、トヨタ自動車北海道の副社長さんとか、信金の方だととかという形で、ただ、一番金額が安ければ良いという世界ではないという部分もある程度承知していますけれども、そういう中の委員会で、このように指定管理者を定めたということですから、大いに尊重していくべきだろうと思います。この件に関しましてよろしいでしょうか。

(佐藤守委員) わかりました。

— 原案通り可決 —

5 委員会閉会の宣言（吉本委員長） …15時41分

以上のとおり会議の概要を記録し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

（複数行用の長い横線）